

火災予防の実効性向上検討部会開催要綱

（目的）

第1条 予防行政のあり方に関する検討会開催要綱第3条第7項に基づき、社会情勢の変化を踏まえ、防火管理体制、違反是正の推進その他の火災予防の実効性向上に係る諸課題について検討する、「火災予防の実効性向上検討部会」（以下「部会」という。）を開催する。

（部会）

第2条 部会は、学識経験者、関係団体及び消防行政の関係者等のうちから、消防庁予防課長（以下「予防課長」という。）が委嘱する委員によって構成する。

2 部会には、座長を置く。

3 座長は、委員の互選により選出する。

4 座長は、会務を総括する。

5 座長に事故のある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。

6 座長は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（部会公開の原則）

第3条 部会の資料及び議事要旨を公開する。ただし、座長が部会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱を承諾した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別日に定めることができる。

（事務局）

第5条 部会に係る事務局は、消防庁予防課に置く。

（補足）

第6条 この要綱に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月31日から施行する。